

うらかぜ吹奏楽団規約

第1章 総則

(名称)

第1条

1 当団は、「うらかぜ吹奏楽団」と称する。

(目的)

第2条

1 当団の主たる目的は演奏活動であり、これを通じて豊かな音楽性と技術的な向上および地域社会への文化的貢献をめざす。

(事業)

第3条

1 当団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 月3回以上の練習
- (2) 年1回の定期演奏会
- (3) その他、必要な事業

第2章 団員等

(正規団員)

第4条

1 当団の正規団員は、団規約を承諾した上で専用の入団届けを提出し、団長および副団長によってこれを承認されたものとする。ただし、高校生は保護者の承諾を必要とする。

(準団員)

第5条

- 1 当団の準団員は、中学生で、団規約を承諾した上で専用の入団届けを提出したものとする。
- 2 準団員は入団費、団費、および演奏会費等が発生しない。ただし、個人負担となる出費に関しては相当額が別途発生するとする。
- 3 準団員は総会において、準団員に関する議事についてのみ議決権を有しない。
- 4 準団員は団規約に明記してあること以外に関しては、正規団員と同じ扱いとする。

(演奏会団員)

第6条

- 1 当団の演奏会団員は、定期演奏会のみ活動の参加を希望し、団規約を承諾した上で専用の入団届けを提出し、団長および副団長によってこれを承認されたものとする。
- 2 演奏会団員は通常会計の入団費・団費が発生せず、演奏会費や、合宿費・消耗品など演奏会にかかわる費用が発生する。
- 3 演奏会団員は、総会において定期演奏会に関する議事については、発言権を有する。ただし、議長が認めた場合に限り、定期演奏会以外に関する議事についても発言権を得る。
- 4 演奏会団員は、定期演奏会以外の活動は基本的に認めない。ただし、当団から賛助として依頼をした場合は例外とする。
- 5 演奏会団員は団規約に明記してあること以外に関しては、正規団員と同じ扱いとする。
- 6 正規団員が演奏会団員になる場合、正規団員は団長にその旨を申告し、第1項の手続きを行う。また、演奏会団員が正規の団員になる場合も、および第6条1項の手続きを行う。

(入団、休団、退団)

第7条

- 1 正規団員希望者は、入団希望日から1ヶ月間の仮団員期間を経て、団員となることができる。仮団員期間は団費は発生せず、入団届けに明記した入団日とその月の15日以前ならば当月、16日以降ならば翌月から団費が発生することとする。
- 2 正規団員は活動に参加できない場合、休団することができる。
- 3 休団および退団は、申し出月の末日を持って受付とし、当月までの団費払い込みによってその申し出を認可する。
- 4 退団者が再度入団する場合、第4条第1項の手続きを必要とする。
- 5 第1項から第4項に係る手続きは、団長、副団長兩名の承認を要する。

(懲戒)

第8条

- 1 当団は、団員の責により、当団の目的遂行の妨げとなる事態、又はその恐れがあると推察される場合、速やかに役員会が当該団員を徴集し、矯正に対処するものとする。
- 2 団費滞納者に対しては、会計がこれを催促し、支払いがなされない場合には役員会で検討し解決に当たる。
- 3 団員は第1項および第2項の決定に従うものとする。

第3章 音楽監督

(音楽監督)

第9条

- 1 音楽監督は団員の推薦を経て総会で承認する。
- 2 音楽監督の仕事は当団の音楽面の指導や選曲への関与を主とする。

第4章 役員

(種類および定数)

第10条

- 1 当団は、次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 団長1名
 - (2) 副団長1名
 - (3) 会計係2名
 - (4) 会計監査1名
 - (5) 音楽監督1名
- 2 前項の役員は、団員の中から総会において選出するものとする。
- 3 役員任期は総会終了時から次年度総会開始時までとする。ただし再任は妨げない。
- 4 役員に任務を遂行できない理由が生じたときは、代理を補充するものとする。
- 5 前項による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第4項の規定は、第24条第2項の規定を妨げるものではない。

(役員職務)

第11条

- 1 前条第1項に掲げる役員の主たる職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 団長は、当団を代表し、全体を統括する。また、役員会の調整にあたる。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に任務が遂行できなくなった場合、後任者が決まるまでの間、団長の職務を兼任する。
 - (3) 会計は、会計を司り、総会で承認された予算に従い、適切な運用を行うものとする。
 - (4) 会計監査は、会計報告を監査する。
 - (5) 音楽監督は、第9条に掲げた項目を遂行する。

第5章 係

第12条

1 当団には次の各号に掲げる係を常時設置するものとする。

- (1) 管理
- (2) 広報
- (3) 渉外
- (4) 運搬
- (5) 合宿
- (6) 定演実行委員
- (7) 平塚フェスティバル
- (8) 教会コンサート
- (9) 足柄療護園コンサート

2 各係構成員は各係長の下に、正規団員により構成される。

第13条

1 前条1項に掲げる係の主たる職務は、次に掲げるものとする。

係名	職務
管理	うらかぜが保有する物品(打楽器を除く)の管理、調達を行う。また、うらかぜHPのメンテナンスや、練習録音のPodcastへのアップロードを行う。
広報	演奏会のチラシ、ポスター、プログラムの作成、その他うらかぜの広報活動全般を行う。また、HPのデザイン、内容の検討を行う。
渉外	練習場所の確保、日程調整を行う。
定演実行委員	定期演奏会の日程調整、選曲、出演メンバー調整、会場確保を行う。
運搬	通常練習場所以外の活動時において、楽団共有の楽器の運搬を行う。
合宿	うらかぜの合宿活動における日程調整、参加メンバー調整、渉外を行う。
平塚フェスティバル	平塚フェスティバルにおける日程調整、選曲、出演メンバー調整、渉外を行う。
教会コンサート	教会コンサートにおける日程調整、選曲、出演メンバー調整、渉外を行う。
足柄療護園コンサート	足柄療護園コンサートにおける日程調整、選曲、出演メンバー調整、渉外を行う。

第14条

1 係構成員は総会時に決定し、その任期は総会終了時から次年度総会開始時までとする。ただし再任は妨げない。

第6章 臨時委員会

(臨時委員会の設置)

第15条

- 1 臨時委員会は、特別な事態が生じた場合に、役員会によって設置・解散される。
- 2 臨時委員会委員長は、役員会により任命される。
- 3 臨時委員会の委員は臨時委員長の下に、団員により構成される。

第16条

- 1 委員の任期は、臨時委員会が解散するまでとする。
- 2 委員に任務を遂行できない理由が生じたときは、委員長によって補充される。
- 3 前項による担当の任期は、臨時委員会が解散するまでとする。

第7章 定期総会

(総会の構成)

第17条

1 総会は、当団の議決機関であって、団員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条

1 総会では、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業報告(役員会)
- (2) 事業計画(役員会)
- (3) 決算報告(会計)
- (4) 予算案(会計)
- (5) 規約改正
- (6) 役員および係の改選
- (7) その他必要事項

(総会の種類および開催)

(総会の召集等)

第19条

- 1 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。
- 2 定期総会は年に2回、原則として9月から10月に1回、3月から4月に1回、開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

第20条

- 1 総会は、団長が召集し、団長が議長を、副団長が副議長を行う。
- 2 団長は、総会を召集の際、議事録作成のため書記を1名以上選出する。
- 3 団長は、団員の過半数以上の請求があったときは、すみやかに、総会を召集するものとする。

(総会の成立要件)

第21条

- 1 総会は、正規団員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 総会を欠席する団員が、あらかじめ委任状を提出したときは、決議された事項を承認したとみなす。

(総会の議決)

第22条

1 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第8章 役員会

(役員会の構成)

第23条

1 役員会は、第10条第1項に定める役員を持って構成する。

(役員会の機能)

第24条

- 1 役員会は、当団の運営に関する事項等について審議し、団員に報告する。
- 2 役員会は、役員に任務を遂行できない理由が生じたときは、当該役員の代理を団員から選任することができる。
- 3 前項で選任された代理の任期は、当該理由が解消するまで、又は、次回の総会までのいずれか早い方とする。
- 4 役員会は、各係の職務を定めることができる。
- 5 役員会は、各係の構成員を必要に応じて改廃することができる。
- 6 役員会は臨時委員会を設置・解散することができる。

(役員会の召集)

第25条

- 1 役員会は、役員が必要に応じて団長に申請し、団長がこれを召集、開催するものとする。
- 2 役員会は、第23条の規定にかかわらず、役員以外の団員を役員会に召集することができる。

(役員会の議決)

第26条

- 1 役員会は合議により決する。

第9章 財務

(経費の支弁)

第27条

- 1 当団の経費は、団費収入、事業収入、その他の収入をもって支弁する。

(団費等)

第28条

- 1 団費の月額、は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 高校生団員 | 500円 (休団中0円) |
| (2) 高校卒業後2年以内の団員 | 1,000円 (休団中5,00円) |
| (3) 高校卒業後3年目以降の団員 | 2,000円 (休団中1,000円) |

なお、高校卒業後3年目以降も学生期間が続く団員は、(2)に順ずる。

- 2 入団の際に、入団費として1,000円徴収する。

- 3 定期演奏会、その他の事業への参加に要する費用は、必要に応じ、別途徴収するものとする。

(名称未設定)

第29条

- 1 当団の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

第10章 その他

(依頼演奏者)

第30条

- 1 当団は第2条の目的達成のために、必要パートのパートリーダーおよび音楽監督の協議によって団員以外に演奏を依頼することが出来る。

(依頼演奏の役割分担)

第31条

- 1 イベント等の出演依頼があった場合は、定期総会もしくは臨時総会で検討する。

(備品の貸借)

第32条

- 1 楽団の楽器の貸借については、団長、副団長、音楽監督、該当楽器パートのパートリーダー、管理係長の承認、および書面による取り交わしを要する。

- 2 楽団の楽譜の貸借については、著作権保護法に準ずるものとする。

(委任)

第33条

- 1 この規約で定めるものの外、この規約の施行に関し必要な事項は、役員会が細則で定める。

(改約)

第34条

1 この規約は、総会をもって改約することができる。

附則

(施行期日)

第1条

1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(改定期日)

第2条

1 この規約は、平成15年10月1日から施行する

(改定期日)

第3条

1 この規約は、平成15年3月14日から施行する

(改定期日)

第4条

1 この規約は、平成16年9月12日から施行する。

(改定期日)

第5条

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(改定期日)

第6条

1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。

(改定期日)

第7条

1 この規約は、平成26年10月4日から施行する。